

扶桑町の良好な生活環境を確保するための事前協議に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、扶桑町の良好な生活環境を確保するため、町長と宅地開発事業等（以下「事業」という。）を行おうとする者との事前協議について定めることにより、町の健全な発展と秩序あるまちづくりを図り、もって「太陽とみどりと健康のまち・アメニティ豊かな生活都市ふそう」の実現に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、扶桑町地内に係る次に定める事業に適用する。

- (1) 1団の建築敷地（駐車場・駐輪場を含む。）規模が1,000平方メートル以上のもの
- (2) 1戸建住宅で計画戸数が8戸以上のもの
- (3) 3階建以上の建築（1戸建専用住宅を除く。）
- (4) 共同住宅・寄宿舍・下宿で4世帯以上のもの、ホテル及び旅館
- (5) 危険物の貯蔵又は処理を業とするもの

2 1の事業者が3年以内に隣接地（道路、水路をへだてた敷地を含む。）で事業を行う場合には、一つの事業規模としてこの条例を適用する。

(事前協議)

第3条 前条に規定する事業を行おうとする事業者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき監督官庁に許可申請等をする場合には、あらかじめ町長に申し出て協議するものとする。

(措置)

第4条 前条の規定に基づく協議を行わない事業者に対しては、町長は便宜の供与をしないものとする。

(委任)

第5条 この条例に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。